

会議録（平成30年度第6回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成31年1月25日（金） 午後1時30分～午後3時50分
- 2 場 所 愛知県庁 本庁舎 正庁
- 3 出席者
（委員）魚住委員、千家委員、中村委員、前田委員、水谷委員、吉永委員
（県建設部）鎌田建設部技監、都市整備課長、
建設企画課主幹、都市整備課主幹、下水道課主幹、道路建設課主幹 他
（県農林水産部）農地計画課長、農地整備課長、農林検査課 他
- 4 会議次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①第5回委員会 会議録の確認について
 - ②第5回委員会 修正評価書の確認について
 - ③対象事業の審議について
 - 【事前評価】道路事業 1事業
 - 農業農村整備事業 7事業※
 - 【再評価】街路事業 1事業
 - 下水道事業 2事業
 - ④平成30年度委員会の主な意見と対応について
 - ⑤個別補助事業の事前評価について
 - （3）閉会

※ 農業農村整備事業のうち「たん水防除事業」5事業を一括審議

1 第5回委員会 会議録の確認について

特に意見なし。

[結論] 会議録について了承する。

2 第5回委員会 修正評価書の確認について

① 街路事業：都市計画道路 北尾張中央道

② 街路事業（連続立体交差事業）：都市高速鉄道 名古屋鉄道常滑線・河和線

都市整備課から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価書について了承する。

③ 都市公園事業：大高緑地

事務局から、修正箇所を説明。

特に意見なし。

[結論] 修正評価書について了承する。

④ 道路事業：一般国道247号（碧南拡幅）

⑤ 道路事業：一般県道蒲郡碧南線

⑥ 道路事業：主要地方道名古屋津島線（莪原工区）

事務局から、修正箇所を説明。

[委員] 「地元の合意形成」について、「合意形成は図られている。」ではなく、「合意済みである。」と記載してはどうか。

[県] 記述を修正する。

[結論] 修正評価書について了承する。

3 対象事業の審議

【事前評価】① 道路事業 一般国道155号（春日井バイパス）の審議

道路建設課から説明。

[委員] 「貨幣価値化困難な効果」について、評価基準表の評価値が0.92に対し、本文では0.89と記載されている。

[県] 0.92が正しいため、記述を修正する。

[委員] 「環境への影響」について、「環境への影響が小さい」とあるが、どのような環境を意味しているか。

[県] 生活環境を意味しているため、そのような記述に修正する。

[結論] 一般国道155号（春日井バイパス）の対応方針(案)について了承する。

②～⑥ 農業農村整備事業（たん水防除事業）（②生田第2地区、③新大江地区、④新岩倉地区、⑤平坂地区、⑥三郷地区）の一括審議
農地計画課から説明。

[委員] 作物生産効果の農作物の浸水被害軽減の面積と災害防止効果の施設の浸水被害軽減面積とそれぞれの被害額を計上しているが、必ずしも面積の大きい地区が大きな被害額となっているわけでもないように見受けられる。地区ごとに面積当たりの異なる単価を使用して計算しているのか。

[県] 作物生産効果については、作付けしている作物や品種で被害額が変わる。災害防止効果については、排水シミュレーションを6パターンの降雨に対して排水解析しており、湛水面積や湛水深を計算し、被害額を算定するため、各地区の地形や建物の場所が異なるためバラツキが生じている。住宅であれば、湛水深が50cm以上だと床上浸水、それ未満だと床下浸水となり単価も変わる。

[委員] 事業のあらましの中で、排水機場は設置から30年以上と記載されているが、平坂地区については46年経過しているため、他の地区と同じ30年以上と表記するのはどうかと思う。40年以上とするべきではないか。また、代替案の検討で位置を移す場合と耐震補強をする場合と2パターンあるが、なぜ5地区の中で違う手法で検討したのか説明がないため、調書だけを見ると都合のいいように代替案の検討を行ったかのように思えてしまうので説明して欲しい。

[県] 一つ目については、40年以上に修正する。代替案の2パターンについて

ては、排水機場の位置を検討した2地区については、いずれも西尾市にある排水機場で、地盤が低い地域にあることから、一年中稼働する。三郷地区も海沿いで地盤が低い他に排水機場があり、排水が可能である。一年を通して稼働する排水機場は、他に排水機場がない場合は既存の排水機場を停止することができないため、位置の比較をしている。それ以外の地区は冬期の稼働実績が少ないため、その時期を利用して補強等が可能であると判断し、補強と更新での比較としている。

[委員] 説明を聞くとよくわかるが、西尾の地区は常時排水機場が不可欠であることがポイントであれば、他と比較したときにわかりやすいように調書にも表記した方が良い。

[県] 地区ごとに特性があるため、わかりやすい表記に修正する。

[委員] 全ての事業に該当すると思うが、調書③事業の実効性の判定の理由として地元の合意形成が図られており、実効性が期待できるとの記載があるが、地元の合意形成が図られておりというところが若干曖昧ではないかと思う。地元の合意がすべて得られていて、合意形成が終わっている完了形なのか話し合いの最中の進行形なのか、地元からの申請事業であるから協力が得られるであろうということなのか明記した方が良いのではないか。

[県] 土地改良事業の流れとして、始めに地元で事業実施に向け検討し、申請が挙がってくる。その後、同意徴収等の手続きに進むため、その時点で正式な合意となる。現時点は現在進行形で同意を図っている最中である。

[委員] この事業は場所が限定されているから用地買収等あまり必要は無いと思うが、不特定の人に関わる事業だと、その人が事業に反対した場合、事業が進まないことがあると思うがそういったことはないのか。

[県] 土地改良法の手続き上、2／3以上が同意すれば事業が実施できることとなっている。この事業は農地防災事業で農家負担がないため、費用的な面での反対はないと考えている。

[委員] となると誰かが反対するような可能性はあるということか。

[県] 法的には反対者がいても2／3以上が同意すれば事業が実施できる。

[委員] 例えば何らかの理由により反対する人がいれば、その人の意向にそぐわない事業が執行されるということか。

[県] 法的にはそうだが、実際は申請事業のため合意形成が図られていると考えている。

[委員] 了解するが、そういった記載はできないのか。地元の合意形成が図られているといった曖昧な表現が全ての分野の事業に記載されている。事業によって事情が違ふと思うし、地元の全ての合意が得られていない場合もあれば、前向きな話がなされていない場合もあると思う。

[県] 調書の③2)に申請事業であり地元の合意形成が図られていると記載しているが、判定の欄では申請事業という記載はしていない。

[委員] それなら良い。

[委員] この事業の共通性というのは、流出量の増加により排水能力を増強する必要があること、施設が老朽化して施設能力が低下していることと耐震性が不足していることだと思うが、事業の必要性の欄に基準雨量が記載されており、それに対応することを目標としている。しかし、事業の大きな目的は、単位時間当たりの流出量や低下している能力がこの程度のため、これだけの排水施設が必要であるということだと思うので、排水能力をいくつにするとか言った具体的な数値を使って目標欄等に記載する方が良いのではないか。

[県] 一般の方が見てもわかりやすい表現に修正する。

[委員] 生田第2地区で堤防の延伸が必要なため、計画が10年間となっていると説明があったが、調書の事業計画の欄の工種区分には機場工と建屋工と機械類工の3つしかない。こういった付随する工種は機場工の中に含まれているのか。全ての地区がそうなのか。

[県] そのとおりである。

[結論] 何点か表現を修正する必要があるが、これは改めて修正してもらうということで、委員会としては、生田第2地区、新大江地区、新岩倉地区、平坂地区及び三郷地区の対応方針(案)について了承する。

⑦ 農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）：沖永南幹流地区の審議
農地計画課から説明。

[委員] 事業のあらましのところで、地盤沈下対策を目的として整備されたが、護岸の耐力が限界に達しつつあるため、周辺の農用地や人家等に湛水被害を与える恐れが生じているというのは、護岸が倒壊したらそういった被害が生じる恐れがあるため、排水機能を維持する必要があるということであると思われるので、護岸が倒壊した場合といった記述が必要ではないか。

[県] 「倒壊した場合は」という記述を追加する。

[委員] 事業効果について、現状と施設が倒壊した場合の差で被害額を算出しているのか。

[県] たん水防除事業と同様に施設がない状態と整備された状態との比較になる。

[委員] 地盤沈下対策事業であるが、事業のあらましには湛水被害を防止するとなっているがたん水防除事業と何が違うのか。

[県] 農林水産省の事業制度では、たん水防除事業は湛水被害が発生する恐れがある地域で排水機場等の建設や更新を行う事業、地盤沈下対策事業は地下水の採取が規制されている地域で過去に地盤沈下対策を目的として建設した排水路の更新を行う事業となっている。

[結論] 沖永南幹流地区の対応方針(案)について了承する。

⑧ 農業農村整備事業（緊急農地防災事業）：円楽寺地区の審議

農地整備課から説明。

特に意見なし。

[結論] 円楽寺地区の対応方針(案)について了承する。

【再評価】

① 街路事業：都市計画道路 名古屋津島線（七宝工区）の審議

都市整備課から説明。

[委員] 当初の段階から、用地補償を平成 31 年度まで行う予定となっていたか。

[県] 平成30年度までに完了する予定であったが、現時点では1年遅れて完了する見込みである。

[委員] 残りの未買収地が約4割あるが、事業期間内に完了できるか。

[県] 事業の立ち上がり段階では予算が確保できなかったものの、平成28年度から集中的に投資を行っている。また、用地交渉についても、「バイパスたより」などを活用しながら進めており、難航している地権者もないことから、平成32年度の完了を目指している。

[結論] 都市計画道路 名古屋津島線（七宝工区）の対応方針(案)について了承する。

②下水道事業：日光川上流流域下水道の審議

③下水道事業：新川西部流域下水道の審議

下水道課から説明。

[委員] 概ね計画通り進んでいるということだが、計画の数値はどこに示されているのか。

[県] 再評価調書の②事業の進捗状況及び見込み1)進捗状況の表に計画と実績の事業費があり、計画に対して実績は若干低い、ほぼ計画通りに進んでいると判断している。

[委員] 下水道の普及率の目標はどれくらいか。

[県] 日光川上流流域下水道、新川西部流域下水道とも、今のところ約90%の予定である。

[委員] その普及率に向けて、計画どおり進んでいるということか。

[県] 未普及対策に交付金を重点配分する国の方針もあるので、計画通り進むと考えている。

[委員] 再評価調書の②事業の進捗状況及び見込み1)進捗状況の表において、日光川上流流域下水道の平成30年度以降の事業費が前回計画と今回計画とで変化している理由は。

[県] 県と流域関連市との合計の事業費となっており、市の財政状況により各期間の事業費を見直し、市の整備に同調した県の各期間の事業費も見直したことによる。

[委員] 新川西部流域下水道の事業費が変化している理由は。

[県] 稲沢市が今回計画に加わり、新規の整備を追加したことによる。

[結論] 日光川上流流域下水道及び新川西部流域下水道の対応方針(案)について了承する。

4 平成30年度委員会の主な意見と対応について

建設企画課から説明。

[委員] 合意形成について、最後に申し上げておきたい。

公共事業の合意形成は、何について意志決定しているのか？意志決定権者を明確にし、利害関係者を抽出し、その中から利害関心を聴き、それを整理していくなど、ある程度決まった形がある。その上で、合意形成のプロセス、話し合いの場、ワークショップなどの場を設計し、実行し、改善する。調査設計をして合意形成を進める。合意形成はそのような技術的なところがあり、それが根付いていくことを期待したい。

一方、事業評価において、「合意形成が図られている」という表現が、調書の中で多用されており、分かりにくくなっていることを懸念している。そのため、今後は、事業が延伸するリスクなど、より明確に、具体的に記載して頂きたい。

[県] 頂いたご意見を今後の事業評価に反映させていきたい。

[委員] とりまとめた意見については、来年度以降の事業評価に反映して頂きたい。

5 個別補助事業の事前評価について

事務局より説明を行い、了承された。

以上